**平成２３年（フ）第１６３号**
広島市中区住吉町14番４―503号
債務者　後藤　捷子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２６０号**
広島市安佐北区可部東６丁目13番10号
債務者　田中　千里
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２９７号**
広島市中区小網町１番16―403号　金谷ビル
債務者　藤田　五輝
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３６８号**
広島市佐伯区五日市６丁目４番71号　Ｂ―101
債務者　宮本　二郎
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３７６号**
広島市西区庚午北１丁目３番16―202号
債務者　西本　優良
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３７７号**
広島市西区庚午北１丁目３番16―202号
債務者　西本　齋子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２号**
山口県下関市長門町８番８号　ロイヤルハイツ山喜305号、前住所山口県下関市中央町８番23―203号
債務者　松田　幸江
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１５号**
高知県高岡郡佐川町乙1849番地１　１棟105
債務者　横山　功一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２３年（フ）第６７号**
福岡県小郡市小郡1532番地１　204号室
債務者　野村　友賀（旧姓成冨）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１０４号**
宮崎市清武町今泉甲2745番地４　Ｔ・Ｓメゾネット７号
債務者　加藤　佳子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１１１号**
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目16番96―23号
債務者　杤山美智代
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１４３号**
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目51番14号　パークメゾン斉脇103号
債務者　川口　和久
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第２２号**
鹿児島県奄美市名瀬真名津町11番４―52号
債務者　青井いつみ（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第２３号**
鹿児島県奄美市名瀬真名津町11番４―52号
債務者　中地美智子（旧姓青井）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第３０号**
鹿児島県霧島市溝辺町麓1261―１、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分清水四丁目４番７―５号　なれ松貸家Ｄ棟
債務者　門之園ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第３６９号**
京都府久世郡久御山町島田ミスノ３番地１　アーチスト島田508号
債務者　宮田　誓春
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０２号**
京都市伏見区京町３丁目190番地１　グランドメゾン伏見桃山410号
債務者　中島　國晴
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係